

(様式第2号)

監委第98号

令和6年3月12日

太田市長 清水 聖 義 様  
太田市議会議長 矢部 伸 幸 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎  
太田市監査委員 山田 隆史

### 工事監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

#### 記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査（工事監査）
- 3 監査の対象  
工事の名称 (仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事  
工事期間 令和5年6月16日から令和6年5月31日  
請負金額 当初 129,800,000円(税込)  
変更 167,013,000円(税込)  
対象課 都市政策部 まちづくり推進課
- 4 監査の着眼点  
(1) 計画及び設計 施工現場の状況に適合した効率的で経済的な設計となっているか。  
(2) 現場施工 ①現場の安全管理は適切に行われているか。  
②現場の環境管理は計画的で環境に配慮した施工がなされているか。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の方法

本市の工事執行に関し、業務の適正化、円滑化を図るとともに工事の設計、施工及び監督業務等の総合的な技術面の向上を図るため、計画・設計・積算・施工・検査・維持管理等について、関係資料をもとに工事関係職員及び施工業者から説明を聴取するとともに現地を実査した。

工事の技術的な指導、助言については、技術面での専門的な知識経験を有する「公益社団法人 大阪技術振興協会」と工事技術調査業務委託契約を行い、調査協力を得て、その調査報告を参考に、法規性、経済性、効率性、有効性及び透明性の観点から、工事執行がなされているかを監査した。

### (2) 監査の期間

令和5年12月18日から令和6年3月11日まで

## 6 監査の結果

(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事に関連する事務事業の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 意見

本事業は、「第2次太田市総合計画」に基づき、近年注目を浴びているスケートボードをはじめとするストリートスポーツを、市民が気軽に競技できる場を提供する目的で整備されるものである。計画当初から、競技者ニーズに応じた施設の適正な規模や仕様、バリアフリーに対する配慮について、十分な検討、検証を行なっていることが、設計及び仕様書より確認できた。

引き続き、対象課は請負業者の指導に努めるとともに、安全対策に十分に留意し適正な事業執行を望むものである。